

新潟県介護事業所トリプルアップ宣言事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟県介護事業所トリプルアップ宣言事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

介護人材の参入促進を図るためには、介護職が福祉や介護に関心のない若者等の就職希望者からも選ばれる職業となるようにイメージアップを図っていくことが重要である。

そのため、本事業は、介護事業所における人材育成や処遇改善などによる職場環境を改善するための様々な取組を宣言形式で情報発信及び「見える化」し、介護職への関心を高め、理解を深めてもらうことにより、信頼感や安心感を醸成し、介護人材の参入促進を図っていくことを目的とする。

また、合わせてこれを契機として介護事業所における人材育成や処遇改善などの取組の一層の拡充を促進していくことを目的とする。

(対象)

第2条 介護保険法に基づく指定又は許可を受けた新潟県内に所在する介護サービス施設・事業所等（以下「事業所」という。）

(要件)

第3条 宣言する事業所は次の各号に記載する全ての要件を満たしていること。

- (1) 介護保険法や労働基準法等の関係法令を遵守していること。
- (2) 人材育成や処遇改善の取組を行っており、継続・拡充していく予定であること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の届け出を行っているか又は行う予定であること。
- (4) 本事業の他に、以下に例示するような国や県等で実施している取組への参加や活用について、1つ以上実施していること。

【例示】国や県等で実施している取組への参加や活用の例

・国や本県等で実施している取組への登録等

第三者評価の受審、サービス情報公表制度への登録、次世代育成支援対策推進法に基づく認定の取得、新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度Ni-ful（ニーフル）の認定、にいがた健康経営推進企業への登録など

・本県で実施している事業の活用

現任者向け資格取得支援事業、処遇改善アップグレード支援事業 など

(宣言手続き)

第4条 宣言する事業所は、「新潟県介護事業所トリプルアップ宣言事業所」申請書(様式1)(以下「申請書」という。)並びに「新潟県介護事業所トリプルアップ宣言事業所」宣言書(様式2)及び宣言書別紙(以下「宣言書」という。)に所定の事項を記入して県に提出する。

また、宣言書別紙は、内容やレイアウトは自由とするが、若者向けのメッセージであることに留意しながら職場の雰囲気が伝わるよう工夫して作成すること。

2 県は、提出された申請書および宣言書について内容を審査し、適当であると認めた場合は受理し、「新潟県介護事業所トリプルアップ宣言事業所」認定書(様式3)によりその旨を通知する。

(宣言書記載の取組の実施)

第5条 宣言した事業所(以下「宣言事業所」という。)は、宣言書に記載した取組を実施すること。

なお、取組期間の終了した日から起算して1か月以内に、「新潟県介護事業所トリプルアップ宣言事業所」取組結果報告書(様式4)を県に提出すること。

(取組期間)

第6条 宣言にかかる取組期間は、宣言した日から2年間とする。

(宣言内容の公表)

第7条 宣言事業所は、取組期間中に自社のホームページ等で宣言した取組について情報発信するよう努めること。

県は宣言事業所の名称および宣言書等を県のホームページで公開する。

(宣言の更新)

第8条 宣言の有効期間は、宣言した日から2年間とする。

引き続き「新潟県介護事業所トリプルアップ宣言事業所」として宣言する事業所は、有効期間の終了した日から起算して1か月以内に、第4条の規定により再度手続きを行うこととする。

なお、第5条で報告する取組結果を踏まえ、宣言内容の見直しを図り、再度目標を設定すること。

(宣言の取消)

第9条 県は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、「新潟県介護事業所トリプルアップ宣言事業所」の取消を行うことができる。

(1) 第3条で規定する要件を満たさなくなったとき

- (2) 第5条の規定に反し、宣言書記載の取組を実施しなかったとき
 - (3) 事業所から辞退の申し出があったとき
 - (4) 特段の理由なく第8条で定める有効期間の更新をおこなわなかったとき
 - (5) 事業所が解散、または事業の廃止、休止をしたとき
 - (6) その他、県が必要と認めるとき
- 2 県は取消を行った場合、第7条の規定に基づき県のホームページで公開している事業所の名称および宣言書等を削除する。
- また、取消を受けた事業所は、「新潟県介護事業所トリプルアップ宣言事業所」の名称を使用してはならない。

(その他)

- 第10条 宣言事業所は、「新潟県介護事業所トリプルアップ宣言事業所」の名称を使用することができる。
- 2 県は宣言事業所の名称や宣言内容等を県ホームページ等に掲載し、広く県民に紹介する。
 - 3 県は「福祉のしごと就職フェア」等において宣言事業所を「新潟県介護事業所トリプルアップ宣言事業所」として参加者に紹介する。
 - 4 県は必要に応じて、宣言事業所に対し宣言に係る資料や現地状況の確認を行う。その際、宣言事業所は協力をする事。

(申請書等提出先)

第11条 申請書及び宣言書の提出先は以下のとおりとする。

新潟県 福祉保健部 高齢福祉保健課 介護人材確保係
住 所：950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
TEL：025-280-5272（直通）
FAX：025-280-5229
電子メール：ngt040230@pref.niigata.lg.jp

附 則

この要綱は、平成29年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月5日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年11月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年11月4日から施行し、同年4月1日から適用する。